

御訴訟仕り候様は、只今まで駒の口錢五貫文宛さし上げ候へども、以後は京錢十四貫文上納仕るべく候間、馬市仰せ付け下されたき由、御訴訟申候へども、御承引なされず、両所へ仰せ付けられ候といい伝う。馬市立て始めの年曆不詳。

とあるが、塔寺八幡宮長帳には元和五年（一六一九）九月二十九日と明記してある。

下荒井部落が、南北の地形に沿うて発達した形態が、今の東西の街村形になつたのは、蒲生時代に輕井沢銀山が開発され、その宿場駅として、東西の街道に沿うて地割がなされたためである。その地割の詳細は今わからぬ。分家、新移入者は、この新銀山街道に沿うて発達してきた。その宿駅の様子の一斑が肝煎荒井家所蔵文書、高札などによつて伺われる。

定

御定

若松迄

下荒井

一、本

馬

八拾文

一、輕

尻

五拾四文

一、歩

夫

四拾文

壳

荷

百七拾六文

貳百拾八文

武百文

一、並

刎

一、步

持

内

内

右同断

同